

令和2年度青森県病床機能分化・連携推進施設設備整備費補助金（在宅医療分）
交付要綱

（趣旨）

第1 県は、地域における病床の機能分化・連携の推進を図るため、医療機関が行う訪問（歯科）診療及び訪問診療を行う医療機関と連携して行う訪問診療の後方支援並びに訪問看護ステーションが行う訪問看護（以下「訪問診療等」という。）のために実施する病床機能分化・連携推進施設設備整備事業（在宅医療分）に要する経費について、令和2年度予算の範囲内において、当該医療機関及び訪問看護ステーションに対し、青森県病床機能分化・連携推進施設設備整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象施設）

第2 補助金の交付の対象となる施設は、次のとおりとする。

- (1) 訪問（歯科）診療を行う医療機関及び訪問看護ステーションにおいては、令和2年度の対象患者数（居宅における訪問診療等の実患者数に3を乗じた人数と介護施設等における訪問診療等の実患者数との合計）の計画値が、令和元年度の対象患者数の実績値を24人以上上回る計画を策定している施設
- (2) 訪問診療を行う医療機関と連携して訪問診療の後方支援を行う病院においては、知事が適當と認める後方支援の計画を策定している病院

（補助対象経費及び補助金の額）

第3 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の表の第1欄に掲げる経費とし、補助金の額は、同表第2欄に定める基準額又は補助対象経費の実支出額のいずれか低い額を選定し、当該選定された額又は総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額のいずれか低い額に同表第3欄に定める補助率を乗じて得た額以内の額（千円未満の端数のある場合は、その端数を切り捨てた額）とする。

1 補助対象経費	2 基準額	3 補助率
訪問診療等の実施に必要な医療機器及び車両の購入費	1施設当たり 5,000千円 ただし、車両については3,000千円を上限とする。	2分の1

（申請書等）

- 第4 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。
- 2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
- (1) 補助金所要額調書（第2号様式）

- (2) 事業計画書（第3号様式）
- (3) 歳入歳出予算書の抄本（補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の収支予算額を備考欄等に記載すること。）
- (4) 医療機器及び車両購入に係る見積書
- (5) 訪問診療等の実施計画書（第4号様式－1及び第4号様式－2）
- (6) 施設の基盤（体制）強化の計画書（第4号様式－3）
- (7) その他知事が必要と認める書類

3 第1項の申請書の提出期限は、別途通知する。

（補助金の交付の条件）

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更（補助金の額の増額を伴わない補助対象経費の20%の範囲内における額の変更その他知事が認める軽微な変更を除く。）をする場合には、事業変更承認申請書（第5号様式）を知事に提出してその承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を知事に提出してその承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその旨を知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、財産管理台帳（第7号様式）その他関係書類を第13に規定する期間整備保管しなければならない。
- (5) 規則第19条本文の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付せることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (8) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (9) 令和2年度から令和6年度まで、毎年度の訪問診療等の実施実績を当該年度が終了した年の4月30日までに訪問診療等の実施実績（第8号様式－1及び第8号様式－2）により提出しなければならない。
- (10) 補助事業等を実施する（歯科）診療所は、届出済みの場合を除き、事業実施後速やかに在宅療養支援（歯科）診療所の届出をしなければならない。
- (11) 車両を整備した場合においては、整備した車両の両側面に「青森県在宅医療推進事業」と表示しなければならない。

(申請の取下げの期日)

第6 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して7日を経過した日とする。

(補助金の交付方法)

第7 補助金は、補助事業の完了後交付する。

(実績報告)

第8 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は令和3年4月15日のいずれか早い日までに事業完了（廃止）実績報告書（第9号様式）に次の書類を添えて行うものとする。

- (1) 補助金所要額精算書（第10号様式）
- (2) 事業実績報告書（第11号様式）
- (3) 歳入歳出決算書（見込書）抄本（補助事業の決算見込額を備考欄等に記載すること。）
- (4) 契約書等の写し
- (5) 検収調書等の写し
- (6) 支払証拠書類（請求書、納品書等）の写し
- (7) 財産管理台帳（第7号様式）の写し
- (8) 車両を整備した場合は整備車両の写真
- (9) その他知事が必要と認める書類

2 前項に規定する報告を行うに当たり、消費税等仕入控除税額が明らかな場合においては、当該消費税等仕入税額を減額して報告するものとする。

(補助金の額の確定等)

第9 知事は、第8に定める実績報告を受けた場合においては、書類審査及び必要に応じて現地調査等を実施し、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定内容（第5第1号及び第2号の規定に基づく承認をした場合においては、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10 補助事業者は、第9の通知を受けた場合、請求書（第12号様式）を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告等)

第11 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合においては、仕入控除税額報告書（第13号様式）により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額相当額の全部又は

一部を返還させることがある。

(処分の制限を受ける財産)

第12 規則第19条第4号及び第5号の規定により、処分の制限を受ける財産は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上（補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）の機械及び器具その他の財産とする。

(処分の制限を受ける期間)

第13 規則第19条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまでの期間とする。

附 則

この要綱は、令和2年5月8日から施行する。